

重要文化財（建造物）  
八千代座保存活用計画

令和6年1月

山鹿市



口 絵 1



正面

口 絵 2



正面（木戸口）

□ 絵 3



太鼓櫓

□ 絵 4



大屋根（空撮）

口 絵 5



土塀（本屋東方）（附指定）

口 絵 6



土塀（本屋西方、棟門一所を含む）（附指定）

口 絵 7



内部

口 絵 8



天井広告絵及びシャンデリア

□ 絵 9



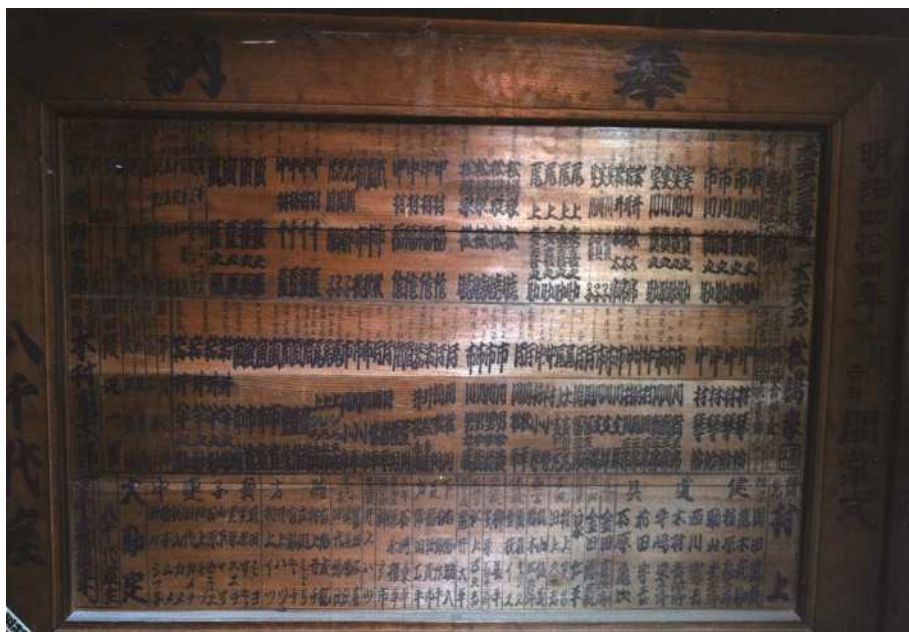
棟札 (附指定)

□ 絵 10



獅子口 (附指定)

□ 絵 11



奉納扁額 (附指定)

## 序 文

明治 43 年（1910）に建設された八千代座は江戸時代の雰囲気を残す芝居小屋として、昭和 63 年（1988）に国の重要文化財に指定されました。その間、昭和 40 年代末には閉館を余儀なくされましたが、八千代座の復興を願う市民運動により、保存が図られることとなりました。

その後、国庫補助を受け、平成 8 年（1996）から平成 13 年（2001）にかけ、半解体修理を行ないました。

現在は年間を通じて、市内外から多くの見学者が来訪され、山鹿市を代表する文化、観光拠点として親しまれております。

また同時に、八千代座は著名な歌舞伎役者や演奏家の皆様からも注目される存在であり、現役の芝居小屋として、毎年、多くの公演が行なわれております。

今回、八千代座の保存と活用をより円滑に進めるため、本計画を策定することとなりました。

この計画が、八千代座に関係する全ての方々にとって、保存と活用に対する認識と理解を深めるきっかけとなり、さらなる八千代座の魅力向上に寄与するならば幸いに存じます。

なお、計画の策定にあたり、多大なご協力を賜りました文化庁、熊本県教育委員会をはじめ関係者の皆様に、深く感謝申し上げます。

令和 6 年 1 月 17 日

山鹿市教育委員会  
教育長 堀田 浩一郎



## 例 言

- 1．本書は、熊本県山鹿市山鹿 1499 番地に所在する重要文化財（建造物）八千代座の保存活用計画である。
- 2．本保存活用計画は令和 2 年度から 4 年度にかけ、山鹿市が事業主体となり国の補助を受け策定した。
- 3．本計画は、山鹿市教育委員会が、令和 2 年に設置した「八千代座保存修理及び活用に係る指導助言委員会」における提言を踏まえ策定した。  
委員長 国立大学法人 熊本大学大学院教授 伊東 龍一 氏  
委員 元公益財団法人文化財建造物保存技術協会 賀古 唯義 氏
- 4．本計画の策定に当たって、文化庁および熊本県教育庁文化課の指導の下、以下の指針や作成要領を参考として原案を作成した。  
「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」(文化庁 1999 年)  
「重要文化財（建造物）保存活用標準計画の作成要領」(文化庁 1999 年)  
「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」(文化庁 2019 年改訂)
- 5．本書の執筆・編集は、山鹿市から重要文化財（建造物）八千代座保存活用計画策定業務を受託した株式会社修復技術システム熊本支店が行った。活用履歴については、一般財団法人山鹿市地域振興公社の石橋和幸氏の協力を得た。
- 6．本書で使用した写真は、出典を記載したもの以外は株式会社修復技術システム熊本支店が撮影した。
- 7．本計画書の名称・呼称について、以下のように定める。  
平成 13 年（2001）10 月発行の「重要文化財八千代座保存修理工事報告書」p.28 および p.30 に示された「図 3-1-6 本書で使用する呼称」の呼称を原則として用いることとする。  
但し、1 階木戸口横の「西下足預」は本書では「事務室」とする。
- 8．本計画は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 9．本計画の計画期間は、令和 6 年 4 月 1 日から 10 か年とする。

重要文化財（建造物）八千代座保存活用計画  
目 次

口絵  
序文  
例言

第1章 計画の概要

1．計画の作成	1
2．文化財の名称等	1
3．文化財の概要	1
4．文化財保護の経緯	3
5．保護の現状と課題（保存、活用）	7
6．計画の概要（区域、目的、基本方針、概要）	8

第2章 保存管理計画

1．保存管理の現状	16
2．保護の方針	17
3．管理計画	19
4．修理計画	21

第3章 環境保全計画

1．環境保全の現状と課題	23
2．環境保全の基本方針	27
3．区域の区分と保全方針	27
4．建造物の区分と保護の方針	28
5．防災上の課題と対策	32

第4章 防災計画

1．防火・防犯対策（防火管理計画、防火・消火・避雷・防犯設備計画、保守管理計画）	34
2．耐震対策（耐震診断、地震時の対処方針）	48
3．耐風対策（被害の想定、今後の対処方針）	51
4．その他の災害対策	52

第5章 活用計画

1．公開および活用の基本方針	53
2．公開および活用の概要	53
3．活用基本計画	54
4．活用にあたっての課題	57

## 第6章 保護に係る諸手続

- 1. 文化庁長官への許可を要する行為…………… 60
- 2. 文化庁長官への届出を要する行為…………… 61

### 付. 部分部位の設定

- 【部分部位の設定】……………64
- 【部位基準表】……………68
- 【各部分の部位基準写真】……………79

### 参考資料

- 【消火設備、避難設備等の設置基準、消防法施行令関係条文】…………… 148
- 【八千代座の市指定文化財】…………… 158
- 【図・表リスト】…………… 160
- 【『月刊文化財(昭和64年1月号)』八千代座指定関連部分】…………… 161
- 【第2次八千代座整備構想】…………… 162